

照会日 平成22年4月8日
 照会部署名 港年金事務所厚生年金適用課
 照会担当者 (役職名) 課長 諏訪正幸
 連絡先 [REDACTED]
 メールアドレス

業務実施部署の長の確認	諏訪
-------------	----

(案件)

(受付番号) No. 2010-499	資格の継続について
------------------------	-----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

健康保険法35条(取得の時期)および36条(喪失の時期)の解釈において、資格取得・喪失の時期は事実上の使用関係にて判断することとなっているが、同じ事業所において、翌月1日から新たに雇用契約を結ぶことになっている者の契約満了による30日退職(31日喪失)については、雇用が継続しているとして判断してよろしいか。

(回答)

どのような事例であるか明確でないが、一般的には、被保険者は適用事業所に使用されなくなったときに喪失するものであり、「辞職の手続を履行したと否とのかわらず現実に使用せられざる状態におかれた日(昭和2年2月5日保理第366号)」が使用されなくなった日であるから、1日だけ雇用契約が空いたとしても、引き続き被保険者とすることが妥当であろうから、実態等を確認したうえで判断されたい。

回答日 平成22年5月7日
 回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
 回答作成者 (役職名) 渕 康幸
 連絡先 [REDACTED]
 メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----